



# 月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番  
(公) 043 (222) 7207 番

97.8.8 No. 4638

国労の仲間たちへ

## 闘いの道を踏み

# (上) 違えてはならない!

— 「8・30路線」の全国大会決定に反対する! —

(国労大会を針葉)

### 国労よ国労たれ

われわれは、声を大にして「国労よ国労たれ」と訴えたい。一〇四七名の仲間たち、そして国労の三万の組合員が、不当解雇やいわれなき差別をはね返して団結を守りぬいてきた最大の源泉は、「オレたちはどんなに厳しいときも胸をはって堂々と闘いぬいてきたんだ」「オレたちは修善寺大会をやった闘う労働組合だ」という熱い思い、そして労働者としての誇りではなかったのか。「JR総連のような裏切り者とオレたちは違うぜー」という誇りがなかったらここまでこの道程を貫くことはできなかったはずだ。

ところが、この八月に予定されている国労全国大会の第一次草案に提起されている方針は、この国労三万の団結の核心を揺るがしてしまいかねないものだ。昨年八月にJR各社に提出された「八・三〇申し入れ」を「国労の基本的な立場」として確認し機関決定しようというのだ。一体なぜ、十年間の闘いを貫き、敵を追いつめ、いよいよ勝負だ、

② 私たちは、昨年八月三十日に「紛争の全面解決と労使関係正常化のための申し入れ」を行い、国鉄改革法を承認するという態度を明らかにし、その上で、健全かつ正常な労使関係の構築を図り、紛争の全面解決をJR各社に求めた。  
③ 今後の活動は、中央および地方における大衆行動の展開などについて抜本的に検討を加え、次期中央委員会に具体的に提起する。

というこのときにこんなことをしなければならぬのか。国労本部自身、この一年間、組合員に対して「八・三〇申し入れは単なる方便にすぎない。国労は何ひとつ基本的な立場、方針を変えざるを得ない」と説明し続けてきたはずだ。

### 「八・三〇」を基 本的な立場として 機関決定?

昨年、「八・三〇申し入れ」で国労が表明した態度は、

- 国鉄改革法を承認する
- JRの発展に寄与する
- 和解の方向が明確になった時点で労働委員会等の全事件を取り下げる
- 不採用問題については人道上の観点から解決
- 政府に対して、労使双方から要請する

というものだ。そして、第六回全国大会の運動方針案で提起されている内容は、「総括」の項目で、「八・三〇申し入れは第一次橋本内閣と連携した取り組みであった」と強調された上に、「方針」の項目で「昨年八月三〇日に申し入れを行い、国鉄改革法を承認する態度を明らかにし、……この基本的な立場を堅持し、……運動を強化する」「中央及び地方における大衆行動の展開などについて抜本的な検討を加える」(別掲)というものである。また、春闘方針が「画一的なストライキの

配置ではなく柔軟かつ効果的な戦術配置を検討する」とされているのも、八・三〇申し入れが「基本的な立場」とされたことと無関係ではないはずだ。

### 「路線転換の明確化」が攻撃の最大の焦点に!

何よりも冒頭はつきりさせておきたいことは、八・三〇申し入れ以降、すべての反動勢力が「国労は八・三〇を機関決定せよ!」と、よってたかって迫っているということだ。つまり、「国労の路線転換の明確化」こそがこの間の攻撃の一切の焦点になっているのだ。

何よりも橋本政権がそれを迫り、JR総連・革マルが「いっどこで、との機関で、その方針を決定し、どう実践してきたのかを示してもらいたい」と攻撃を加え、JR連合が「各級機関のすべてで機関決定せよ」と迫り、西日本・東海をはじめとしたJR当局も同様の攻撃を国労につぎつけている。確かにJR体制は亀裂を深めているが、国労潰しの一点では全て一致している。敵の側は「国労版労使共同宣言」として、「八・三〇」の機関決定という刃を国労に突きつけているのだ。

やぶりに尽くされてしまう関係のなかに入ってしまうであろう。

### 国労運動の原点はどこへ?

「八・三〇」に掲げられた各項目は、国労がこれまで歩んできた闘いの道を自ら蹂躪し、否定してしまうものだ。だから、これを「基本的な立場」として全国大会で機関決定してしまうことは大変な意味をもつ。国労運動の性格が根本から変わってしまうことだ。国労運動の原点はどこへ行ってしまったのか。まず始めに、八・三〇申し入れにそくして訴えたい。

#### ● 国家的不当労働行為の主張は?

国鉄分割・民営化の本質は国鉄労働運動解体攻撃であり、国家的不当労働行為だとして、国鉄分割・民営化と改革法を弾劾してきたのが国労の基本的立場ではなかったのか。

#### ● 階級的労働運動路線は?

労働組合が「会社の発展に寄与する」ことを表明するようなマルシ的労使協調路線を退けて、階級的労働運動路線を掲げてきたのが国労の基本的な立場であったのか。逆にこうした労使協調路線を弾劾し、職場の怒りを結集した反合闘争や春闘、ストライキ方針を訴えてきたのが国労の基本路線ではなかったのか。

#### ● 労委闘争に凝縮された怒りは?

(ウラ面に続く)

二百件にも及ぶ労働委員会事件を全て取り下げるのが国労の基本的立場だったのか。これらの事件のなかには、言葉では言い尽せないほどの国労三万組合員と家族の怒りや悔しさ、差別され続けた痛み、そして、労働者としての誇り、いつか必ず反撃してやるぞ、という想いが凝縮されているのではないのか。

### ■不当労働行為の責任追及は?

国労は、一〇四七名の採用差別は明白な不当労働行為であると訴え続けてきたのではなかったのか。人道的な観点からの解決をお願いしてきたのではなかったはずだ。「JRは不当労働行為の責任をとれ!」とごぶしごぶしたのか。

### ■JRとの闘いは?

「政府に労使双方から要請する」ような運動が国労の立場だったのか。現在も職場で吹き荒れるJR当局による不当な差別組織破壊攻撃、そして徹底した合理化攻撃に対し組織をあげて闘おうというのが国労の立場ではなかったのか。

## 機関決定は何をもたらすか?

「八・三〇」の機関決定は、国労運動に何をもたらすか。

【第一に】 清算事業団一〇四七名の組合員と闘いへの裏切りと切り捨てだ。

【第二に】 国労三万組合員の十年間に及ぶ苦闘を全て踏みこむことだ。全不当労働行為事

件が取り下げられたら一体何のために十年間を頑張ってきたのか、組合員は心のより所すら奪われた状態のなかで、当局の攻撃にさらされることになる。

【第三に】 国労運動そのものが変質し、瓦解し、消滅してしまおうということだ。

## 情勢認識の決定的な誤り

「八・三〇」の最大の問題点は、情勢認識を決定的に誤った方針だということにある。

日本は今、「ウォー(戦争)マニュアル」新ガイドラインの日米合意をもって、戦争への道を踏みだした。来年の通常国会では、罰則を設けて民間役務を強制するという法整備、交戦規程をはじめとした自衛隊法改悪など、新ガイドラインに添った有事法整備が上程されようとしている。新ガイドラインに関する新聞では、「自衛隊・米軍が移動・駐屯するための土地や家屋の没収・徴発。港湾・運輸・私鉄・JRの徴用。自治体の医師や看護婦の動員はすでに計画ができていて、本人たちはまだそういう自覚はないだろう」と報じられている。

またその一方で、労基法をはじめとした労働法制の改悪など、労働者の権利を全てはく脱し、団結を解体しようとする攻撃が開始されている。

正念場を迎えた国鉄闘争の方針を定めようとする場合、「『ガイドライン情勢』下の国鉄闘争」という視点をもつことが重要だ。喬本政権が且う国家女官

攻撃の本質を真正面から見ずえたときにこそ、①国鉄闘争が十年間に及ぶ不屈の闘いを継続してきたことの重要性、②新たな国鉄闘争解体攻撃が本格的に始まっていること、③そして今国鉄闘争に何が問われているのか、が鮮明になる。

## 一〇四七名問題の焦点は何か?

一〇四七名問題を見る場合に何よりも第一にはつきりさせなければならぬことは、橋本政権によって、国労と国鉄闘争を内部から変質させ、解体しようとする攻撃が激化しているという事実だ。そして第二にその中心に一〇四七名問題の反動的な政治決着の策動がすえられているということである。

第三にはつきりさせざるべきことは、一〇四七名問題で追いつめられているのはJR体制と橋本政権の側であるということだ。清算事業団闘争がぎりひらいた十年間の闘いは、戦後の労働運動の歴史から見ても画期的な地平をきりひらいて敵を追いつめていく。敵の側は力づくでの闘争潰しが全て失敗したがゆえに、二〇二億取り下げ以来の国労の抱え込み「政治決着策動」にでてきたのだ。一方分割・民営化政策は大失敗に終わり矛盾を噴きだしている。だからこそ、「第二の分割・民営化攻撃」と言うべき、新たな国鉄闘争解体攻撃が激化しているのだ。

【第四に】 今一〇四七名の闘いは、新たな試練をのりこえて勝利の

否かという紙一重の状況にたっているということだ。十年間の闘いの大きな地平という勝利性が一方にあり、主体の側の危機性が他方にある。一〇四七名の仲間たちをはじめ、三万の組合員の十年間の苦闘によって切りひらかれてきた地平を水泡に帰してはならない。しかも、国鉄闘争は今、日本の労働者全体の未来をかけて闘われているのだ。道を誤ってはならない。

## 道を踏み違えてはならない!

### ■国労が国労でなくなる

結局、「八・三〇」は、階級的な労働運動を指向する組合が絶対にとってはならない道だということだ。国労は少なくとも、JR総連や鉄産労などは違い、階級的労働運動をめざしてきたはずだ。だからこそ三万の組合員が、苦しいなかでも団結を守りぬくことができたのは紛れもない事実だ。ひとことでは言え、「八・三〇」の機関決定とは国労が国労でなくなってしまうということの意味する。

### ■団結崩壊への道

また、「八・三〇」は、国労の団結崩壊への道である。「全事件を取り下げ」「JRの発展に寄与する」という方針で、吹き荒れる組織破壊攻撃や大合理化攻撃にどう闘うのか。組合員は何を自らのより所にして頑張れと言うのか。

### ■JR総連の危機を救う役割

「八・三〇」は、JR総連・革

をも果たしてしまっている。八・三〇申し入れ以降JR総連は、これを希貨として、国労に対する徹底した攻撃を加えている。JR総連・革マルの国労解体攻撃が卑劣極まりないものであることは言うまでもない。しかし「八・三〇」は、国労の組合員が職場で胸を張ってJR総連対決できない状況をつくってしまったことも事実だ。「八・三〇」はJRと革マルの結託体制の亀裂を追撃するどころか、「これ国労が潰せるかもしれない」という共通の利害・団結をつくってしまっている。

### ■自ら包囲網をつくってしまふ役割

結局「八・三〇」は、国労本部が主張していたような「JR東日本包囲網」ではなく、自ら「国労包囲網」をつくりだしてしまっている。

### ■敵・味方を見誤った方針!

「八・三〇」は敵・味方を見誤った方針だ。橋本政権は国労の味方なのか、JR西日本や東海は国労の味方なのか、JR連合は国労の味方なのか。天地がひっくり返ってもそんなことはあり得ない。国労が依拠し、信頼すべきは三万名の組合員であり、全国の支援の仲間たちだ。仮に「八・三〇」が「方便」としても、橋本政権に依拠して運動を進めるなどということをしたときに、組合員と全国の支援の仲間たちの存在は、橋本政権と手を結ぶために将棋の駒のように動かされるだけの存在になってしまいはしないのか。【つづく】